**平成２７年（フ）第２１０８号**
横浜市中区扇町１丁目２番地２　Ｇ－１ビル408号室
債務者　片山　和男
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１９８２号**
横浜市南区永田北２丁目34番５号　ネイヴィーフィールド井土ケ谷202号室
債務者　大村　洋介
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２０６７号**
横浜市港南区港南３丁目25番11号
債務者　江森　剛史
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４９９号**
静岡県浜松市中区上島５丁目４番47号　エミア２階201、前住所静岡県浜松市中区上島２丁目10番25号　サニーハイツＢ102
債務者　次廣かおり（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第６１０号**
静岡県藤枝市光洋台28番地の４
債務者　荒　貴美江
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第６４３号**
静岡県藤枝市駅前２丁目８番７号　メルール藤枝801号、旧住所広島市安佐南区古市１丁目６番25―401号
債務者　宮地　　良
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止

**平成２７年（フ）第３０７号**
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区１棟403号
破産者　石森　一宏
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第５５１号**
千葉県船橋市二和東５丁目20番25号
破産者　小林　克彦
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第２１８号**
千葉県市川市田尻５丁目20番２―406号（カサルチェーロ）、開始決定時の住所千葉県船橋市本郷町505番地１　クリオ西船橋壱番館508号
破産者　宮脇不二夫
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第５０８号**
最後の住所　千葉県市川市東大和田２丁目５番１―413号　（市川パークホームズ）
破産者　亡森野美代子相続財産
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第７４１号**
千葉市花見川区柏井町1777番地２
破産者　松本　琢久
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第３６６号**
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中２丁目21番６号
破産者　有限会社坂本商運
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第３号**
群馬県利根郡みなかみ町大穴140番地
破産者　有限会社三山自動車
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２７年（フ）第３８１号**
川崎市麻生区千代ケ丘６丁目14番７号
破産者　株式会社テレポート通信
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２７年（フ）第１２７号**
新潟市北区早通北６丁目３番20号、商業登記簿上の本店所在地新潟市北区太郎代2586番地２
破産者　株式会社アーク工業
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２２１号**
岡山市南区内尾237番地21
破産者　株式会社基礎研
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第９４号**
北海道室蘭市中島町３丁目27番７号、商業登記簿上の本店所在地北海道室蘭市東町２丁目23番25号
破産者　鈴木一男建設株式会社
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２７年（フ）第１６５号**
北海道北斗市七重浜２丁目37番17号
破産者　株式会社大友窓装
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所